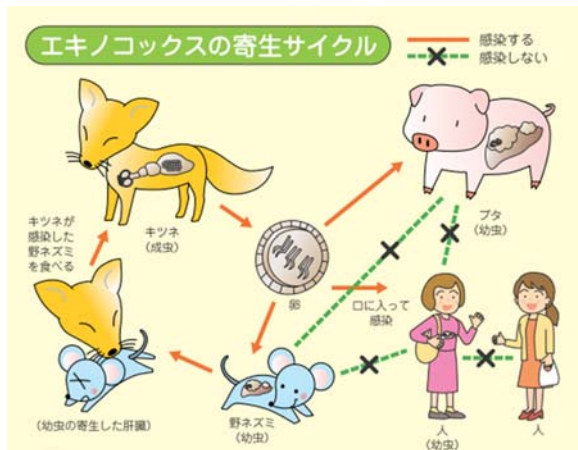


# 知っていますか？エキノコックス症

エキノコックス症は、キツネや野ネズミなどに寄生する寄生虫（エキノコックス）が主に肝臓に寄生して起こる病気です。

- ①エキノコックスの成虫がキツネの腸に寄生し卵を産み、その卵がフンと一緒に排出される。野ネズミがこの卵を食べると、野ネズミの体の中で卵がかえって幼虫となる。
- ②幼虫が寄生している野ネズミをキツネが食べると、キツネの腸の中で幼虫が成虫になる。



エキノコックスは①、②のサイクルを繰り返しています。

エキノコックスの卵が人間の体に入ると、野ネズミと同じように体内で卵がかえり、幼虫となって肝臓に寄生します。

エキノコックス症は、疲労感や上腹部の不快感、黄疸などの自覚症状が出るまでに数年から数十年かかるため、感染に気づかないことが多く、放っておくと命に関わることもあります。

町内でもいろいろな場所にキツネが出没しており、誰でも感染する可能性があります。正しい知識を身につけて、感染予防と早期発見につとめましょう。

## 感染予防のためにできること

- ・外から帰ったら、必ず手を洗う。
- ・キツネに触らない、餌付けしない。
- ・キツネが近寄らないよう、生ゴミや犬の餌を放置しない。
- ・犬も体内でエキノコックスの成虫が寄生するため、飼い犬が野ネズミを食べないように、放し飼いをしない。
- ・山菜など野山で採れたものは、十分に加熱もしくはよく水洗いする。
- ・沢水などの生水は、煮沸してから飲む。

エキノコックス感染の有無は、血液検査で調べることができます。今まで検査を受けたことがない方や、前回の検査から5年以上経っている方は、ぜひ検診を受けましょう。

## エキノコックス症検診日程

<日高地区>

11月20日（水） 日高こもれびホール

<門別地区>

11月16日（土） 門別公民館

11月17日（日） 富川公会堂

11月18日（月） 富川公会堂

11月19日（火） 厚賀会館



対象者は小学3年生以上、検診料金は300円です。

がん検診と同時に実施しています。詳しくは広報ひだか10月号でお知らせします。

## 児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」とは、中学校修了前までの児童（15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とした制度です。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)
対象児童 及び 支給月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得制限額未満の方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～3歳未満 一律15,000円</li> <li>・ 3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円</li> <li>・ 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円</li> <li>・ 中学生 一律10,000円</li> </ul> </li> <li>● 所得制限額以上の方（当面の間の特例給付） 一律 5,000円</li> </ul> <p>※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子…と数えます。</p>
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、役場窓口へお問い合わせください。
支払時期	6月〔2月～5月分〕 10月〔6月～9月分〕 2月〔10月～翌年1月分〕 ※年3回 10日支給（土日、祝日の場合はその前日）
請求手続き	<p>お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認印</li> <li>● 請求者名義の普通貯金通帳</li> <li>● 請求者及び配偶者等のマイナンバー（個人番号カード又は通知カード）</li> </ul> <p>※「通知カード」をご提示される方は運転免許証などの本人確認書類等をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請求者及び児童の健康保険証（日高町国保加入者の場合は不要）</li> </ul> <p>上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。</p>

※公務員の方は勤務先へ請求してください。

※原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。

※受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

## 6月に「現況届」の手続きが必要になります

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きをする必要はありませんが、6月に更新の手続き「現況届」が必要となります。

現況届の様式を6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを行ってください。（以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続きを行ってください。）

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

<お問い合わせ先>

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173